

令和6年度（2024年度）第5回市有財産審議会 議事録要旨

1 日 時： 令和6年（2024年）10月30日（水曜日）  
9：15～10：00

2 場 所： 庁議室

3 出席者： 深水副市長、中垣内副市長、三島政策局長、津田総務局長、  
原口財政局長、秋山都市建設局長、濱田財務部長、宮崎土木部長

4 議 題

- (1) 行政財産（建物）の貸付について（変更）
- (2) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（新規）
- (3) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（新規）
- (4) 普通財産（土地・建物）の貸付について（新規）
- (5) 普通財産（土地）の譲与について
- (6) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（変更）
- (7) 土地の寄附採納について
- (8) 土地の寄附採納について
- (9) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）
- (10) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）
- (11) 土地の寄附採納について
- (12) 土地の寄附採納について

5 議事要旨

(1) 行政財産（建物）の貸付について（変更）

市民会館の一部を、公募にて選定された Casa de arte カサデアルテ芸術の家に対し貸し付けているが、その用途を追加するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(2) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（新規）

市民会館の一部を貸し付けている Casa de arte カサデアルテ芸術の家に対し、看板設置のため土地の使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(3) 行政財産(土地)の目的外使用許可について(新規)

市民会館の一部を使用許可している合名会社勸業館に対し、看板設置のため土地の使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(4) 普通財産(土地・建物)の貸付について(新規)

熊本県警察本部に対し、災害等を想定した対処訓練のため、旧北部クリーンセンターを貸し付けるもの。

質疑応答

(質問) 今後の利活用については、どのような流れか。

(回答) 売却も含めて、資産マネジメント課と協議を行っているところである。来年度、土壌調査及び敷地内の建物を解体し除却を行うための予算要求をしている。

(事務局) クリーンセンターが建設される前に焼却場があったことから、まずは土壌調査等の調査を行い、売却や公共施設の集約化等の検討をしていくことになる。

審議結果 承認

(5) 普通財産(土地)の譲与について

清水が丘学園校舎建替えに伴い、熊本県が一体的に施設管理を行うため、学園敷地内の水路を用途廃止し、熊本県へ譲与するもの。

質疑応答

(質問) 県からの申し出であるか。

(回答) その通りである。

審議結果 承認

(6) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（変更）

熊本県社会就労センター協議会に対し、熊本市総合保健福祉センターの一部を授産品の展示・販売場所として使用許可してきたものについて、許可面積を変更するもの。

質疑応答

（質問） これまでにも授産品展示の場所はあったのか。授産品展示部分については目的外使用許可はしていなかったということか。

（回答） 授産品展示の部分は公共性が高いことから、以前の市有財産審議会でも使用許可の範囲とはしていなかった。昨年度の監査からの助言により、授産品展示部分についても使用許可の範囲とするものである。

審議結果 承認

(7) 土地の寄附採納について

開発行為により設置された公園予定地について、本市の都市公園として管理するため寄附を受けるもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(8) 土地の寄附採納について

開発行為により設置された公園予定地について、本市の都市公園として管理するため寄附を受けるもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(9) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）

旧城南町塵芥埋立地の一部を、有限会社 拡藤建設に対し、都市計画道路パイン通り線道路改良工

事に伴う駐車場及び資材置き場設置場所として許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(10) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）

城南まちづくりセンターの一部を、株式会社 榮起に対し、都市計画道路パイン通り線道路改良工事に伴う駐車場及び現場事務所設置場所として許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(11) 土地の寄附採納について

田迎通学路に隣接する土地を、今後通学路として整備をする必要があるため寄附を受けるもの。

質疑応答

（質問）2 kmの通学路の中で、通学路に隣接する私有地（公衆用道路）はまだ残っているのか。

（回答）まだかなり残っている状況である。

審議結果 承認

(12) 土地の寄附採納について

記念碑敷地の一部が民地であるため、民地部分の寄附を受けるもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認